

第4章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

市民一人ひとりが個人として尊重され、
人と人とのふれあいを深め、
心豊かで住みよい地域コミュニティを育み、
安心して暮らせる地域社会を創ります。

地域には、さまざまな人が暮らしています。性別、年齢、障害の有無など、一人ひとりが違います。違うからこそ、すべての人はかけがえのない存在です。互いにかかけがえのない存在であることを認め合い、相手の立場を理解して、尊重し合うことから安心して暮らせる地域づくりが始まります。互いを認め合い、日ごろの付き合いの中でつながりを強め、困り事が起きたときには、助け合い、支え合うことができる地域が、だれもが安心して暮らすことができる地域であると考えます。

一人ひとりが尊重される地域の中で、すべての人が、互いにふれあいを深め、住みよい地域づくりに参加する地域社会を目指します。

第1期・第2期計画では、こうした思いをこめて、上記の基本理念を掲げました。

第3期計画でも、第1期・第2期計画で掲げた基本理念を引き継いで、本市が目指す地域社会の実現に向けて、地域福祉を推進します。

2 基本目標

基本理念を実現していくため、次の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 優しさにあふれるまちづくり

だれもが、互いを認め合い、困った時には互いに助け合う優しさあふれるまちを目指します。

基本目標2 共に支え合うまちづくり

だれもが、人と人とのふれあいを大切にし、住みよい地域づくりに参加する共に支え合うまちを目指します。

基本目標3 自立した生活を送ることができるまちづくり

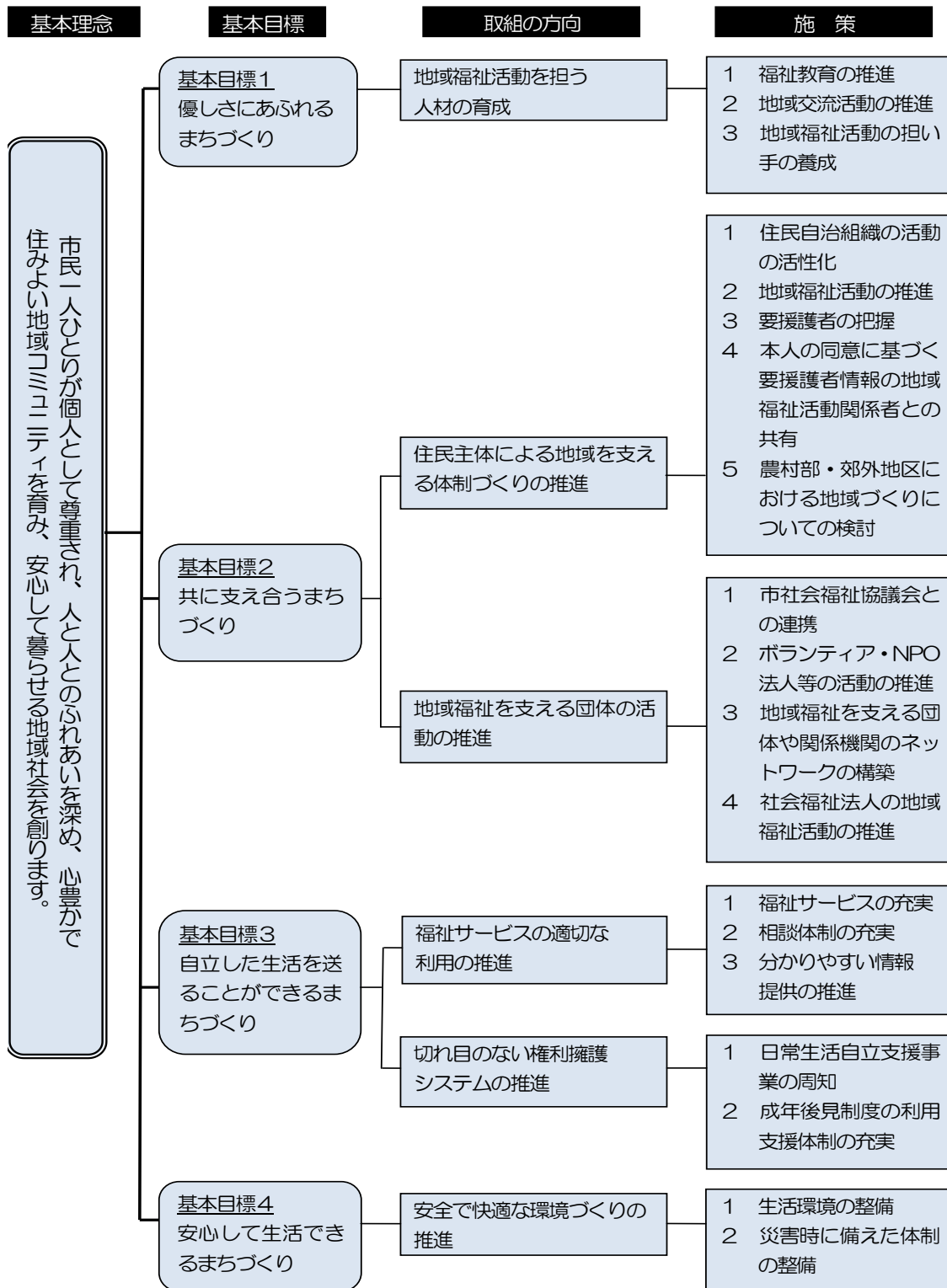
だれもが、住みなれた地域で、健康で心豊かに自立した生活を送ることができるまちを目指します。

基本目標4 安心して生活できるまちづくり

だれもが、安全で快適な環境の中で、安心して生活することができるまちを目指します。

3 計画の体系

4つの基本目標に向けて6つの取組を展開します。



「第5章 施策の展開」では、6つの「取組の方向」について、それぞれ、「現状と課題」、「施策」、「市民・*事業者・行政の役割」、「行政の主な取組」を整理します。

※この計画書の中で「事業者」とは、社会福祉の事業経営者（福祉サービスの提供者）を指します。